

第 部 通商政策

第1章 貿易活動の基盤の整備

第1節 貿易会議及び貿易振興意欲の醸成

1. 貿易会議

貿易会議は内閣総理大臣を議長とし、政府、産業界、消費者等の代表者により組織され、貿易に関する重要事項を調査審議する。なお、中央省庁等改革に伴い、2001年1月5日付けをもって本会議は廃止となった。

2. 海外貿易会議

海外貿易会議は業種別又は地域別に輸出構造の高度化、製品輸入の拡大、産業協力等の推進を図るため専門的知識を有する議長を海外に派遣して、現地の官民、関係企業駐在員及び現地の業界関係者をもって会議を開催し、情報交換、具体的な対策の検討を行うものである。2000年度の海外貿易会議の開催状況は第 - 1 表のとおりである。

3. 貿易表彰

製品輸入の拡大又は対内直接投資による我が国の貿易構造の改善及び貿易に関する相互理解の増進を図る必要があるため、1983年度から貿易表彰（内閣総理大臣による個人表彰）及び貿易貢献企業表彰（経済産業大臣による企業及び団体表彰）を行っている。

第 - 1 表 2000年度海外貿易会議開催一覧表

商品名	開催地	対象地域	開催時期
プラント	インドネシア・ジャカルタ	アセアン地域（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ヴィエトナム、ラオス、ミャンマー、ブルネイ及びカンボジア）	2000年11月
セメント	シンガポール	アジア太平洋地域（韓国、中国、香港、台湾、フィリピン、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、ヴィエトナム及びミャンマー）	2000年11月
航空機	イギリス・ロンドン	イギリス	2001年2月

第2節 貿易振興活動

1. 日本貿易振興会の事業

日本貿易振興会（JETRO）は、1958年から日本の貿易の振興に関する事業を総合的に実施してきている。2000年度は、国から317.2億円の補助金（補正後）を受け、総事業費492.1億円にて、情報通信技術の応用による国際ビジネス関係強化支援、対日アクセス・対日投資支援、我が国経済の役割に関する理解促進等、二国間・多国間関係の課題への的確な対応、アジア諸国等との経済関係強化および支援、を重点政策として事業を実施した。

（1）開発途上国貿易促進協力事業（544億円）

開発途上国の貿易・産業の振興を図るため、国内においてエジプト展やウズベキスタン展等の開発途上国産品の展示会の開催及び有力者招へい等を実施した。

また、海外において開発途上国の経済開発に資するテヘラン国際見本市等の経済協力展を開催するとともに対日輸出有望産品発掘専門家の派遣等を実施した。

さらに、開発途上国に対し、中小企業の育成及び製品輸出の拡大を図るための事業等を実施したり、アジア主要国において、日本の環境技術の普及を行うエネルギー・環境技術普及協力事業や、部品等裾野産業の育成を支援する開発途上国裾野産業育成支援事業を実施した。中南米諸国において外貨獲得産業育成のための製品改良指導等を行う中南米貿易産業振興特別支援事業を、東欧諸国において市場経済化の支援と対日輸出促進を目的とした東欧等経済改革促進特別協力事業をそれぞれ実施した。

また、産業交流基盤の強化（業界育成や技術移転）や広域産業交流を図るため企業情報の収集整備、専門家派遣を行ったほか、インドネシア等において広域産業交流会を開催した。

（2）アジア経済研究所事業（48.3億円）

アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について、基礎的かつ総合的な調査研究を行い、その成果を普及することにより、アジア地域等との貿易の拡大及び経済協力の推進に寄与するため、次の重点事業を実施した。

アジア諸国固有の慣習法、社会構造、文化を背景とする法制度基盤を理解し、法制度が抱える諸問題点の把握に努めその解決策を提示すること、また内外の研究機関、研究者とのアジア法研究ネットワークの構築等を目的として3年計画で「経済協力と法制度研究事業」に着手した。これによりアジア経済危機で浮き彫りとなった脆弱な経済関連法の基盤整備を支援した。

途上国における民主化の進展や世界貿易機関（WTO）の創設に伴う経済活動の国際化・自由化といった急激な環境変化の中で、21世紀に向けた開発戦略が模索されている状況に鑑み、アジア経済研究所がこれまで蓄積してきた開発研究と地域研究とを有機的に結合させながら途上国の政治経済システムを包括的に解明し、21世紀を見据えた開発戦略を探るため、「21世紀の開発戦略研究事業」を実施した。

経常的な研究活動ではフォローできない流動化する国際情勢、緊急発生的な事態に対し、迅速かつ的確に対応する必要性から機動分析情報事業を引き続き実施した。2000年度については「首脳会談後の朝鮮半島新情勢」「中国の内陸開発戦略」「湾岸産油国をめぐる政治・経済的变化とその影響」などのテーマで研究を実施しその成果をトピック・リポート、緊急リポート等により発表した。

（３）海外経済調査事業（44億円）

日本貿易振興会の海外事務所を通じて諸外国の経済・貿易に関する情報収集及び調査、技術動向に関する情報収集、投資関連調査及び資料収集諸事業を実施したほか、ＥＵ、ＮＡＦＴＡ、アジア等地域別に貿易・投資環境の変化について情報収集・分析を行った。また、海外との規制等の比較調査やＷＴＯ関連の調査を行った。

（４）海外経済情報提供事業（17.6億円）

増大する海外経済情報の需要に的確かつ迅速に応えるため、海外経済情報センター事業では、海外事務所を通じて収集した各種情報を整理・加工し、国内貿易関係者等に対して情報提供を行った。

貿易情報センター事業では、国内主要都市に設置している36か所（支所含む）の貿易情報センターを運営し、経済・貿易情報を提供した。

また、スタンダード・コード等の実施に伴う事業を実施するとともに、政府調達情報を内外の供給者に対し幅広く提供した。

さらに、貿易投資総合データベースにより、海外58カ国の貿易・投資に関わる制度情報をデータベース化し、インターネット上で提供した。

（５）海外広報展示事業（9.5億円）

日本の経済、産業、貿易、対外経済政策等を、諸外国に広く紹介して対日理解の促進を図るため、海外向け出版物や各種ＰＲパンフレットの作成・提供等を通して、対外広報活動を行った。また、海外から有力者を招へいして、日本の経済、産業等を実際に見聞する機会を提供するとともに、日本からも有識者・専門家を派遣して、現地での講演会開催、有力者等との交流を通じて相互理解を深めた。加えて、インターネット（<http://www.jetro.go.jp>）を活用した我が国の経済・貿易情報やビジネス情報の発信に取り組んだ。このほかインターンシップ普及セミナーや、内外の有識者を集め欧米及びアジアで国際フォーラムを開催した。

海外展示事業としては、世界各国で開催される国際見本市に、日本の産業、国情紹介を目的として広報参加を実施した。特に日韓両国の経済協力を推進し、ビジネス交流を促進する観点より「日韓交流祭」を開催した。

（６）輸入促進及び産業協力推進事業（44.0億円）

諸外国製品の対日アクセスの促進に資するため、輸入商品の日本マーケット調査、外国製品情報や企業情報等を広く提供するための新データベース（ＴＴＰＰ）の開発等を実施した。

また、欧米先進国の要請に応え、対日輸出有望商品の発掘を行うための長期専門家及び短期に商品発掘専門家を派遣するとともに、全国主要都市での対日輸出有望商品の国内サンプル展示商談会の開催、商談ミッションの受入れ、輸入関連情報の提供並びに、日本市場の国際化を推進するために、欧米等から対日輸出関心ビジネスパーソンの招へい等を実施した。

さらに、対日輸出促進キャンペーンを実施している諸外国の活動を、商談会の開催、広報資料の作成等を通じて支援した。

このほか、1995年度から開始した対日アクセスの改善に資するものとして我が国と諸外国の制度や商慣習を比較調査する対日アクセス実態調査に引き続き取り組むとともに、大型輸入品として我が国での需要が見込まれる自動車、住宅への取り組みを引き続き展開した。

産業協力推進事業では、欧米加豪の海外事務所（16か所）に産業協力・技術交流センター（ＣＩＴＥＣ）を設置し、産業協力の可能性を探るため各種活動を行った。また、国内及び海外にリテインする対日投資

アドバイザーによる専門的なコンサルテーションの実施等、諸外国からの円滑な対日投資促進に努めた。さらに、欧米諸国より技術者を受け入れ、研修を実施することで、製造技術の交流及び対日理解の促進を図るほか、企業間の技術提携を促進する高度産業・科学技術国際交流促進支援事業、EUの中堅技術者を受け入れる日・EU産業協力促進事業を実施した。このほか、第三国協力支援事業や、対日投資の円滑化に資するため、対日投資案件の発掘から具体化に向けての各種支援を行う対日投資促進ネットワーク事業や対日投資促進サイバーモール事業を実施した。

(7) 特定業種別貿易振興事業(5.3億円)

農林水産物貿易の一層の円滑化を推進するため、食品専門家を海外に派遣し「対日食品輸出セミナー」を開催する等の「農林水産物貿易円滑化事業」を実施するとともに、電子機器、船用機械、工作機械、軽機械等の貿易振興を図るため、関係業界と共同で海外に駐在員を派遣し、各種の調査・情報の収集、分析、PR等を実施した。

(8) 海外事務所運営(59.7億円)

我が国の貿易振興の海外における拠点として、各国の経済・貿易等の情報収集・調査、対日輸出促進、産業協力等広範な活動を行うため、世界の主要都市に海外事務所を設置し、その管理・運営を行った。

(9) 中小企業国際化対策事業(29.4億円)

我が国中小企業の国際化、円滑な対外経済活動を支援するため、海外の経済貿易動向、商品動向等の調査、情報収集、情報提供を行った。

また、中小企業の国際化、販路拡大支援のため、海外の専門見本市への出展支援を企業及び地場の業界単位で行った。

さらに、日本の中小企業の実情を紹介し、海外における理解の促進と日本の中小企業の海外活動を支援するため、海外中小企業関係の有力者を招へいするとともに、日本から専門家を派遣するなど人的交流の促進を図った。また、APECの域内の中小企業交流を図るためにフォーラムを開催した。

一方、輸入面における中小企業の国際化を推進するため、輸入ビジネスアドバイザー事業を実施し、中小企業部材調達見本市、中小企業輸入促進大型展示会「ヘルスケア2001」を開催したほか、日本の専門見本市への外国企業の参加勧誘、各種の支援協力を行った。

また、一層の地域経済の活性化・国際化を図るため、従来の内外特定地域間の国際産業交流を一層加速させるとともに、新たに地域の枠を超えた広域圏における国際産業交流や、特に新規産業の創出及び地域経済の高度化に寄与すると思われるベンチャー企業、ハイテク企業を対象とした国際産業交流を支援するとともに、我が国ベンチャー企業の海外における起業を支援するための海外拠点を欧米のインキュベータ内に整備した。

さらに、我が国中小企業の技術提携・投資等の促進を支援するため、アジアを中心とする我が国の投資重点国に専門家を派遣するとともに、進出日系中小企業が抱える現地法律問題、会計問題に対処するためのアドバイザーを擁し、定期的な現地法務、税務、労働問題の解説セミナー及び情報提供を実施するとともに、情報誌を発行したほか、海外投資促進ミッションの派遣、対外投資促進フェア、現地での日系中小企業の部品調達を支援する見本市等を開催した。

第3節 貿易保険

1. 貿易保険制度の状況

日本の貿易保険制度は、外国貿易その他対外取引について通常の保険によっては救済できない危険をカバーすることにより、日本の対外取引の健全な発達を図ることを目的として運営されているものである。1950年に、輸出信用保険として制度が創設された当初は、普通輸出保険の一種類のみを有していたが、その後、類似の制度拡充を重ね、1993年には発展途上国への民間資金環流を促進するため、海外事業資金貸付保険を創設し、現在、普通輸出保険、輸出代金保険、為替変動保険（現在、引受停止）、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険、仲介貿易保険及び海外投資保険とあわせ、9種類の保険を有するに至っている。

現行の主要な保険の制度の概要は以下のとおりである。

（1）輸出・仲介貿易に関する保険

普通輸出保険

主として輸出貨物の輸出不能による損失をてん補

輸出代金保険

輸出に係る船積後の代金回収不能による損失をてん補

輸出手形保険

船積後の為替手形の不渡りによる銀行の損失をてん補

輸出保証保険

プラント等の輸出に係る保証状（ボンド）が不当に没収されたことによる銀行等が被った損失をてん補

仲介貿易保険

仲介貿易に係る船積後の代金・対価・貸付金の回収不能による損失をてん補

（2）輸入に関する保険

前払輸入保険

前払いした輸入貨物代金の回収不能による損失をてん補

（3）海外投資に関する保険

海外投資保険

海外に投資を行った企業が、収用、戦争、送金リスク、破産等により受ける損失をてん補

海外事業資金貸付保険

銀行等が行った海外への長期事業資金貸付が回収不能となった場合の損失をてん補

なお、従来、政府にて運営されていた貿易保険は、2001年4月より非公務員型の独立行政法人「日本貿易保険」にて運営される。独立行政法人日本貿易保険においては、保険引受・保険金支払・回収等一切の貿易保険事業を行い、国においては、独立行政法人日本貿易保険が引き受けた保険について一定のてん補率で再保険を引き受ける。

2. 運営状況

1999年度における引受保険金額は12兆247億円となっており、引受規模は世界最大となっている。

累発するリスクスケジュールや湾岸戦争・旧ソ連の崩壊等に象徴される国際情勢の影響を受け、多額の保険金支払いを余儀なくされた貿易保険特別会計の収支は、1980年代後半から急激に悪化してきた。

ただし、近年においては1992年度に11年ぶりに単年度事業収支が黒字となり、1993年度には再び赤字となったものの、1994年度以降は順調な回収金収入などから単年度ベースで黒字を計上し収支は改善してきており、1999年度末には借入金を全額返済したところである。

第4節 商 事 仲 裁

社団法人 国際商事仲裁協会の事業

我が国の国際取引の円滑な発展を図るためには、商事紛争の迅速な処理と解決及びその予防が極めて重要である。

国際商事仲裁協会は、我が国の常設商事仲裁機関として、国内外の仲裁をはじめ調停、あっ旋といった裁判外紛争解決（ADR）の手續管理、外国仲裁機関との情報交換・協力に係る仲裁協定の締結、ADR制度の普及・啓蒙、紛争予防のための相談等、貿易円滑化のための諸事業を行っている。

国際商事仲裁協会の処理件数

	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度
ク レ ー ム あ っ 旋	73	41	30	35	19
仲 裁	20	20	25	28	26

（注）2000年度は2001年2月末現在

第5節 デザインの振興

日本のグッドデザイン賞（Gマーク事業）は、国内の優秀なデザインの商品のみならず、広く諸外国の優秀なデザインのもを推奨し、海外商品の輸入振興にも貢献している。2000年度の外国企業からの応募は16社40点であり、そのうち8社12点がグッドデザイン賞を受賞している。また、デザインを通じた諸外国との連携や交流が貿易促進に資するとの観点から、国際デザイン・フェスティバルの開催（1999年10月大阪）、アジア太平洋デザイン交流会議の開催（2000年10月マレーシア）等の国際交流事業を実施。さらにアジア大洋州デザイン交流ミッション派遣（マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、フィリピン、香港、韓国）により、各国のデザイン振興の実態を調査したほか、発展途上国デザイン振興支援事業により、ヴィエトナム、中国の2か国でデザイン振興支援セミナー等を開催している。

第6節 知的財産権侵害問題

我が国企業の海外での円滑な経済活動を推進するためには、貿易及び直接投資を阻害する要因である模倣品、海賊版の製造、流通等の知的財産権侵害に効果的な対策をとることが必要不可欠である。

知的財産権侵害問題は、問題のある地域の制度を整備、改善しただけでは解決しない問題であり、税関・警察等の権利行使機関により実効性のある権利行使体制が確保されなければならない。したがって、日本政府として二国間・多国間交渉を通じて問題解決に積極的に取り組んでいるところである。

また、経済産業省特許庁では、海外で模倣品により被害を受けている日本企業に対してアンケート調査を行っているほか、アジア地域の現地法律事務所と顧問契約を結び、現地の権利行使に関する情報収集等を実施している。さらに、知的財産権侵害問題に関する相談窓口を設置し、日本企業に効果的な対策についての情報を提供している。

最後に、知的財産権侵害問題を解決するには、権利者自身の積極的な取り組みが必要であることを、日本企業は十分認識しなければならない。

第2章 輸 出

第1節 輸出体制の整備

日本は貿易立国として、自由貿易主義の原則に立ち、貿易の拡大均衡を図りつつ、調和ある対外経済関係の形成に努めると同時に、貿易摩擦の解消を図ることが必要である。

この観点から、日本としては、日本の立場を相手方に十分に説明し、無用の誤解を解くよう努めるとともに、内需拡大とあわせ、より一層の輸出構造の高度化、輸出市場の多角化等を図ることが必要である。

またウルグアイ・ラウンド交渉を経て1995年に発効したWTO協定においては、輸出入いずれに対する数量制限措置を禁止していることに加え、輸出自主規制、市場の秩序を維持するための取り決め、その他輸出入に関して同様の措置を維持したり、とったり、とろうとしてはならないとされている。このことにより、例えば輸出国又は輸出国企業に対し自主的な数量規制を要求するといった、いわゆる「灰色措置」をとることは、WTO協定の下では許されていないことに十分留意すべきである。

第2節 安全保障貿易管理

1998年のインド・パキスタンによる核実験、北朝鮮によるミサイル発射実験以降、大量破壊兵器等の不拡散を脅かす事件等に関する目立った報道等はなされていないものの、懸念国による大量破壊兵器及び通常兵器等の開発・調達に関する活動は、水面下において引き続き着実に進められているのが現実である。こうした状況の中、国際的な平和及び安全の維持のため、厳格な輸出管理を実施することは、国際的な重要課題となっており、我が国は、先進国を中心とした諸外国と協調し、不拡散型の輸出管理（あらかじめ規制対象国を限定せず、懸念ある輸出を規制するという輸出管理。）を実施している。

国際協調の具体的手法としては、大量破壊兵器等については、核兵器、生物兵器・化学兵器、これらの運搬手段となるミサイルについて各々、NSG（原子力供給国会合）、AG（オーストラリア・グループ）、MTCR（ミサイル関連機材・技術輸出規制）、通常兵器及び関連汎用品・技術については、ワッセナー・アレンジメント（WA）という国際的な輸出管理レジームが存在し、これらのレジームにおける合意に基づき、各レジーム参加国は、懸念ある貨物等の輸出について、最終需要者、最終用途の確認を行った上で輸出の可否を判断するという不拡散型輸出管理を実施しているというものである。

さらに、湾岸戦争後のイラクへの査察により、容易に調達可能な汎用品が大量破壊兵器等の開発に寄与していたことが判明したことを契機に、各国際レジームにおいて合意されている規制対象品目以外の品目であっても、大量破壊兵器等の開発等に使用される場合には輸出を阻止するための新しい輸出規制、いわゆる「キャッチオール規制」が先進国において相次いで導入された。我が国においても、類似の制度として、1996年10月に大量破壊兵器等の拡散を防止するための補完的輸出規制を導入し、技術水準がそれほど高くないものであっても、大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがある場合には規制を行うこととした。

加えて、工業力の向上に伴い規制対象品目の供給能力を有しつつある国々、また第三国への中継貿易地を有する国々においても、国際的な安全保障貿易管理をより実効性のあるものとするため、輸出管理の重要性についての共通認識を深め、輸出管理体制を整備する事が重要であるとの認識から、我が国は国際レ

ジームに未参加のアジア諸国等との協議や輸出管理セミナーの開催を通じ、これらの国々における輸出管理制度の整備への取組を支援を行っている。

第3節 貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）の導入

政府における輸出入許可及び承認の手続きのペーパーレス化及びワンストップサービスの実現を目指すとの閣議決定に基づき、現在書面にて行っている輸出入の許可及び承認手続きを電子システム化すべく、「貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）」の導入を行った。

JETRASの導入により、輸出貿易管理令別表第1に掲げる貨物、輸出貿易管理令別表第2に掲げる貨物、外国為替令別表に掲げる役務取引及び輸入貿易管理令に掲げる貨物に係る輸出入許可・承認の申請（ダイアルアップ申請・インターネット申請）から許可・承認まで電子的に行われることが可能となる。

JETRASを活用することで、申請者は経済産業省（経済産業局（部）・通商事務所）の窓口に出向く必要がなくなるなど、申請者にかかる負担の大幅軽減が期待される。

第3章 輸 入

第1節 輸入拡大策

1．製品輸入促進税制（2000～2001年度実施内容）

対象商品（機械類、金属製品、化学製品等）の輸入額を基準年度（1989年度以降、前年度までで対象製品の輸入額が最も多かった年度）に比して5%以上増加させた製造業者について、対象製品の輸入増加額の4%の税額免除（ただし、法人税額又は所得税額の10%、中小企業にあつては15%を限度とする）の適用を認めるもの。（第 - 3図参照）

2．政策金融

日本政策投資銀行の対日アクセス促進融資（外資系企業と契約して輸入品を継続的に取り扱う者に対する設備資金）、国際協力銀行の製品輸入金融（製品輸入に必要な運転資金等）及び中小企業金融公庫・国民生活金融公庫の輸入円滑化資金貸付（中小の卸・小売業者・製造業者の輸入の拡大に必要な設備資金・運転資金）により、輸入拡大のために必要な資金に対して低利融資を実施している。

3．輸入促進地域（フォーリン・アクセス・ゾーン：FAZ）の推進

- （1）本施策は、港湾・空港及びその周辺地域（輸入促進地域）において、流通・物流施設等の輸入関連施設整備とあわせて種々の輸入促進策を講ずることにより、輸入品を扱う卸・小売、加工業等の輸入関連事業者の集積を図り、輸入品の流通を円滑化するもの。（第 - 4表参照）
- （2）1995年11月には「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」（FAZ法、1992年7月施行）の10年間の延長及び支援策の拡充を実施。
- （3）関西国際空港地域、大阪港地域、神戸港地域、松山港地域、北九州港地域、長崎空港地域、川崎港地域、横浜港地域、新広島空港地域、下関港地域、大分港地域、小松空港地域、塩釜港（仙台港）・仙台空港地域、舞鶴港地域、境港地域、高知港地域、熊本港地域、八戸港地域、新潟港地域、清水港地域、岡山空港地域、常陸那珂港地域の22地域について地域輸入促進計画を同意（承認）し、輸入促進策を推進しているところ。

4．日本貿易振興会（JETRO）による輸入促進事業

- （1）長期専門家の派遣
 - ・貿易実務経験の豊かな商社等の専門家を外国の州政府や貿易振興機関等へ長期（3年程度）派遣し、対日輸出有望商品の発掘や対日輸出関心企業へのアドバイス等を行っている。
 - ・2000年2月現在：米国22人、欧州13人、カナダ2人、オーストラリア1人の計38人派遣。
- （2）短期専門家の派遣
 - ・日本の消費者のニーズ、専門的な商品知識に長じた専門家を海外へ短期（1か月程度）派遣し、対日有望商品の製品改良の助言、買い付けを行うとともに収集したサンプルをもとに国内において展示商談会を開催している。
 - ・2000年度は、11名を18か国に派遣。
- （3）EJSP（Export to Japan Study Program）
 - ・欧米等のビジネスパーソンを日本に招へいし、日本市場の実情に関する研修等を行っている。

- ・2001年2月までに、延べ1,641名（北米595名、欧州628名、オセアニア85名、アジア237名、アフリカその他96名）のビジネスパーソン等を招へい。

（4）ミッションの受入れ

- ・対日輸出促進ミッション訪日に際し、商談会の開催、通訳の提供等の活動支援を行っている。

（5）ビジネス・サポート・センター（BSC）

- ・対日輸出、対日投資を考える外国企業等のビジネスの初期段階での支援を目的にオフィス・スペースを無料で提供（61室、4か月以内）するとともに、対日ビジネスアドバイザー（10名）によるコンサルティング等を行うため、1993年3月以降、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び福岡の計6か所に設置。

（6）インポート・スクエア

- ・アンテナショップ、個人輸入情報提供コーナー、イベント・スペース（広島を除く）を備えるセンターを全国主要8都市（札幌、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、高松、福岡）に設置。特に横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡はBSC機能も有する施設となっている。

（7）対日輸出促進キャンペーンへの支援

- ・対日アクセスの改善に資するため、諸外国の対日輸出促進プログラムを支援している。
 - アクション・ジャパン（Action Japan）（英国）
 - ル・ジャポン・セ・ポシブル（Le Japon c'est Possible）（フランス）
 - ゲートウェイ・トゥ・ジャパン（Gateway to Japan）（EU委員会）ほか

（8）輸入ビジネスアドバイザー制度

- ・輸入ビジネスに関心のある個人・中小企業を対象に的確な指導・助言を行うことができる人材を発掘するための試験を実施し、合格者を認定・登録している。
- ・平成11年度までの認定者：計368名

（9）住宅の輸入促進

- ・「輸入住宅展示場」を仙台、横浜、名古屋、大阪、広島、福岡の全国6か所に設置している。
- ・海外メーカーや輸入業者・工務店等に輸入住宅部材・建材の展示商談の場を提供するため「輸入住宅部材センター」を東京、大阪の2か所に設置している。

（10）自動車の輸入促進

- ・輸入自動車及び輸入自動車部品を常時展示するため「輸入車ショールーム」を東京、名古屋、大阪の3か所に設置している。
- ・また、輸入車ショーの開催や、自動車部品売込ミッション受入事業等も行っている。

（11）FAZの支援

- ・輸入促進地域（FAZ）を情報面から支援するとともに、輸入及び対内投資関連の展示・商談会・セミナー等のイベントを開催するため、輸入促進地域にFAZ支援センター（川崎市FAZ、大阪府FAZ、大阪市FAZ、神戸市FAZ、鳥取県・島根県FAZ、山口県FAZ、愛媛県FAZ、北九州市FAZ、大分県FAZ）を設置している。また、東京にはFAZ総合支援センターを設置している。

（12）対日アクセス実態調査

- ・我が国市場が閉鎖的であるとの海外からの批判に因應するため、日本と海外主要国における公的規制、商慣行等を客観的に比較・分析する「対日アクセス実態調査」を平成7年度より実施している。
- ・1999年6月には「福祉用具」及び「輸入品流通に係わる諸規制・国内コスト」、2000年6月には「大衆薬」及び「対内直接投資」の報告書を公表した。

(13) サイバーショーケース

- ・インターネットを通じ、対日輸出に高い関心を持つ海外サプライヤーの商品情報を日本の輸入業者に提供するため、1998年度に住宅建材分野、1999年度に福祉機器の分野を対象に「サイバーショーケース」を開設した。

5. 輸入協議会

- ・貿易会議の下部機関であり、内外の民間委員と政府委員から構成され、輸入に関する一般的要望事項をとりまとめる。
- ・現在までに本会合を12回、特別会合を7回開催。
- ・外国人委員が直接政策責任者と意見を交換するユニークな場。
- ・また、対日市場アクセス改善指針の策定（貿易会議において決定）製品輸入促進税制の延長及び拡充等本会議で提出された要望で実現に至った政策は数多く、海外からの評価は極めて高い。
- ・輸入協議会は、2001年1月に廃止された。これは、輸入協議会の上部組織である貿易会議が、中央省庁等改革の一環として、「中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令」（平成12年政令314号の規定により、2001年1月に廃止されることに伴うもの。ただし、新産構審の下部組織として、輸入協議会の機能の一部を承継する組織を創設することを、新産構審全体の議論の中で、現在検討中。

6. 輸入拡大月間

- ・1983年の経済対策閣僚会議で、「輸入拡大月間」を設定することを決定（毎年10月に開催）。
- ・各種広報活動により国民一般に対する輸入促進の啓発活動を実施。

7. O T O

輸入手続等を含む市場解放問題及び輸入の円滑化に関する具体的苦情（対日直接投資の手続、サービス、政府調達分野の手続等を含む）の受付・処理を行うことを通じて、我が国の市場開放・市場アクセス改善を図るため、市場解放問題苦情処理体制（The Office of Trade and Investment Ombudsman - O T O）を設けている。

これは1982年1月30日の経済対策閣僚会議の決定に基づき創設されたもので、1994年2月1日の閣議決定により一層の体制整備が行われ、現在では内閣総理大臣を本部長とし、関係13省庁の大臣等から構成される対策本部及び学識経験者等から構成される推進会議を中心とする体制となっている。

8. 製品輸入促進協会の活動

財団法人製品輸入促進協会（ミプロ：M I P R O）は、日本の製品輸入の拡大を積極的に推進することを目的として、1978年2月、官民協力の下に設立され、以来、東京・池袋のサンシャインシティ内に設けられた4,800㎡の展示場における外国製品の展示を中心に諸外国産業・文化の紹介、外国製品等に関する情報の収集・提供等、製品拡大のための諸事業を活発に行っている。

2000年度の製品輸入促進協会の主たる活動状況は以下の通りである。

(1) 展示事業

外国製品に対する関係業界、一般消費者の理解を深め、製品輸入を促進するため、外国製品の展示を行っている。国別の常設展示場（1,600㎡）と短期間の一般展示会や専門展示会が開催される展示場に分けられるが、前者は、合計7か国が自国製品のプロモーションに活用している。また、後者においては、2000年度にはインポートシューズフェア、ワールドフードフェア等約100の展示会が開催された。

(2) 輸入製品情報提供事業

内外の関係業者及び一般来場者に広く輸入関連情報を提供するため、1988年より「輸入総合情報センター」を設置、運営している。同センターは、以下の3機能を有する。

ミプロ輸入品情報センター

消費者を対象とする輸入品に関する情報窓口として、輸入品の品質、安全性、アフターサービス等に関する情報提供と相談業務を行っている。また、輸入品情報や輸入品についてのリーフレットを作成、配布するとともに、輸入品関連資料の閲覧サービスも行っている。

ミプロ個人輸入相談コーナー

製品輸入促進協会作成の個人輸入手引書の無料配布、海外通信販売カタログの展示及び閲覧サービス等を行うほか、個人輸入の手続等についてのアドバイス、相談業務を行っている。

ジェットロ池袋情報デスク

企業を対象に、日本貿易振興会の貿易投資総合データベースに基づいた輸出入、技術交流、対日・海外投資等の情報提供、海外企業とのビジネスチャンス醸成・支援の相談業務を、2001年4月から行うこととなっている。

(3) 製品輸入促進体制整備事業

経済産業省及び日本貿易振興会との共催による「輸入拡大月間」(2000年10月)を実施し、全国的規模での輸入拡大キャンペーンを展開した。同月間中には、ミプロ舶来横町において「輸入拡大キャンペーン・セール」を開催したほか、全国の金融機関や交通機関等におけるポスター提出や新聞、雑誌、TV等のメディアを活用した広報等広く国民向けに輸入拡大のPRを行った。

(4) 対日輸出促進基盤体制整備等事業

日本市場への参入障壁として対外的に不満の多い日本の流通機構や商慣行の問題に対し、専門家による意見交換、対外関係機関への理解促進の場として、「流通機構・商慣行ワークショップ」を開催してきた。このワークショップは、1984年より1996年まで、毎年10月の「輸入拡大月間」に在日外国公館、在日外国商工会議所関係者等を対象に実施してきた。

しかし、経済構造が大きく変化している現在、輸入に関する流通問題は、単に「流通機構・商慣行」という枠組みだけではとらえきれなくなってきた。そこで、1997年度より、従来からの枠組みを拡大し「輸入流通」全体の枠組みから流通問題を討議・分析する「輸入流通シンポジウム」を新たに開催し、2000年度は「外資系流通業の参入と市場拡大」をテーマに取り上げた。

(5) 特定輸入商品分野情報提供事業等

特定の輸入商品での良質かつ低廉な輸入材及びサービスに係る情報提供を実施し、事業者の新規ビジネスの創出、消費者の商品選択機会の増大を図る。

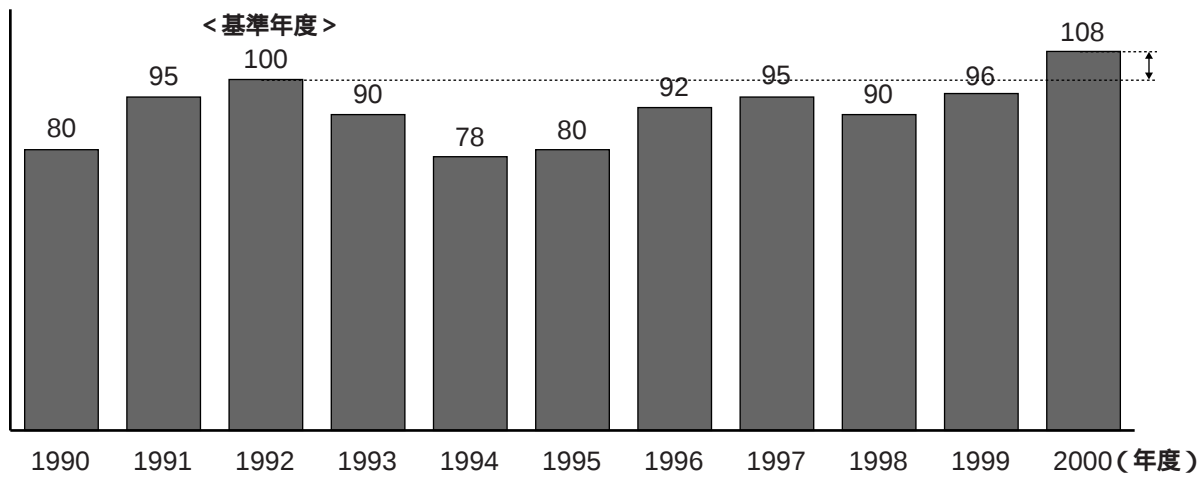
高度化社会の進展及び介護保険制度の導入に伴い、消費者からの関心が高まっている福祉用具及び関連サービスの情報を提供する「ミプロ輸入福祉用品情報コーナー」を1999年度から設置し、海外の医療福祉用品のサンプルや商品カタログの収集・展示を行っている。

(6) 小口輸入推進事業

中小卸・小売業者が、安価で良質な輸入品の活用を通じ、地域内の大企業との差別化を図るため、小口輸入に関する問題点の把握、その対応策についての検討を行う。また、事業者からの要請に基づいて、対日小口輸出に関心のある海外企業の紹介、マッチングの支援を実施する。

第 - 3 図 製品輸入促進税制のスキーム（平成13年度 例：A社の税制対象製品輸入額）

（輸入額：億円）



- 1．対象製品の輸入額を基準年度に比して5%以上増加させた製造業者について、税額控除の適用を認める。
 - 2．特定国内販売会社（海外で製造業を営む親企業の出資比率が50%以上の外国法人の国内販売会社）については、製造業と同等に扱い、本措置の適用を認める。
 - 3．適用期間 2000.4.1～2002.3.31
- （税額控除額算定式）
税額控除額 = 対基準年度製品輸入増加額 × 4 %
A社の税額控除額 = 8億円 × 4 % = 0.32億円

第 - 4 表

F A Zにおける政府の助成策

輸入促進基盤整備事業者（F A Z施設を整備する第三セクター等）に対する支援

産業基盤整備基金による債務保証及び出資

不動産取得税、固定資産税の不均一課税に係る減収補填措置

民活法による支援

- ・ 建設事業費（土地取得費等を除く）の5%補助
- ・ 特別土地保有税の課税特例
- ・ 事業所税の減免（新増設は非課税、資産割は1/2）
- ・ 日本政策投資銀行による出融資

中小企業事業団による高度化融資

地方債についての配慮

輸入貨物流通促進事業者に対する支援

不動産取得税、固定資産税の不均一課税に係る減収補填措置

建物、機械に対する特別償却（償却率：建物にあっては10%、機械にあっては22%）

特別土地保有税の非課税

日本政策投資銀行による輸入促進基盤強化融資の要件緩和

中小企業金融公庫による輸入円滑化貸付の優遇

産業基盤整備基金による債務保証

中小企業信用保険法の特例

その他の支援

輸入促進地域の地方公共団体が実施する輸入促進事業への補助

空港・港湾関連公共事業予算の充当

（注）民活法：「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」

総務省・経済産業省・国土交通省・農林水産省・環境省の共同所管により昭和61年5月公布・施行（平成18年5月までの時限立法）。

第 2 節 個別品目の輸入問題

個別品目の輸入については、適時、適切な手段により安定的な輸入の確保、国際的な規制への対応に努めてきている。近年採られた措置では、以下のものがある。

1. モントリオール議定書に定める規制物質

CFC等のオゾン層破壊物質の生産量・消費量（生産量＋輸入量－輸出量）を国際的に規制すべく、1985年3月には「オゾン層保護のためのウィーン条約」が、また、1987年9月には本条約に基づく具体的規制内容を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択された。

日本は、これらの条約及び議定書を遵守するため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を1988年5月に制定。1988年7月より、同法及び輸入貿易管理令並びに輸出貿易管理令に基づきCFC等の生産量、輸出入の規制を実施し、その需要を円滑かつ着実に削減していくための施策をとっている。

2. ワシントン条約動植物及びその派生物

現在、ワシントン条約附属書に掲げる種に属する動物又は植物については、輸入貿易管理令に基づく輸入割当制度、附属書及び附属書に掲げる種に属する動物又は植物については同令に基づく事前確認制度もしくは通関時確認制度の対象となっている。

3. イラクからの輸入貨物

国連安全保障理事会において経済制裁が決議され、同決議を履行するため上記の国を原産地又は船積地域とする全貨物を経済産業大臣の輸入承認の対象とし、国連安全保障理事会決議986の実施に関する手続規則による監査官の承認した石油及び石油製品を除き原則承認しないこととしている。

4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律に規定する特定物質及び第1種指定物質

大量破壊兵器の全面的禁止に関する国際的な認識の高まりにより1992年9月「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」が採択された。

我が国も1993年1月に同条約への署名を行い、また1995年2月には同条約を遵守するため「化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律」を制定、同法第2条第3項に規定する特定物質及び同条第5項に規定する第1種指定物質を輸入貿易管理令に基づく承認の対象とした。

第 3 節 輸入組合及び輸入業者協定

輸入組合については、輸出入取引法に基づき2001年3月現在で日本自動車輸入組合、日本繊維輸入組合など9輸入組合が認可されている。

第4節 コメの自由化

ウルグアイ・ラウンド農業交渉における関税化の例外措置として輸入数量制限を実施してきたコメについては、1999年4月1日をもって関税化措置に移行した。これに伴い、ウルグアイ・ラウンドで定められた、日本が輸入することとされている最低輸入義務数量以外のコメについては、二次税率を支払えば誰でも輸入できることとなった。

第4章 為替、金融及び税制

第1節 2000年中の為替相場の動向

(1) 概況

2000年の円／ドル相場は、日本経済の先行き懸念の強まりなどから円安／ドル高が進行した。一方ユーロ／ドル相場は、年初以降10月まではECBの金融政策に対する不透明感等によりユーロ安／ドル高が進行したものの、11月以降は米国経済の減速感の強まり等によりユーロ高／ドル安にやや戻した。

年初：1ドル＝103円00銭、1ユーロ＝1.0242ドル（1月4日東京市場17：00現在）
年央：1ドル＝105円41銭、1ユーロ＝0.9578ドル（6月30日東京市場17：00現在）
年末：1ドル＝114円91銭、1ユーロ＝0.9293ドル（12月29日東京市場17：00現在）
年初から年末への円上昇率：-11.6%

(2) 円／ドル為替相場の動向

2000年の円／ドル為替相場の動向を大まかに概観すると以下の通りである。

年前半

2000年の円／ドル為替相場は、1999年末のナスダックにおけるIT企業の減益見通し等を背景とした円高傾向の中、103円台で始まった。

4日取引開始以降は日銀が断続的に円売り介入を行ったこと、1月22日にG7蔵相・中央銀行総裁会議において円高懸念が表明されたため市場介入の警戒感が強まったこと、2月17日に米格付機関ムーディーズが日本の円建て債務の格付けを引き下げる方向で見直しに入ったことなどを材料に円安が進行し、2月下旬は昨年9月以降約5か月ぶりに110円台を超える水準で推移した。

その後は106円を挟む水準で一進一退を繰り返す展開となっていたが、5月中旬以降は日銀幹部によるゼロ金利解除を示唆する発言が繰り返され、104円台まで円高に戻して2000年前半の取引を終えた。

年後半

7月に入ってから、7月12日の大手百貨店そごうに対する民事再生法適用等から日本経済の先行き懸念が広がったこと、8月11日の日銀政策決定会合でゼロ金利政策の解除が決定され日本経済に悪影響を与えたとの市場予測が流れたことなどを背景に円安が進行し、8月中旬にかけて109円台を挟む水準で推移した。

8月中旬以降は米国の経済指標が軒並み市場予測を超えて急落を示したため一時的に円高傾向となったものの、11月21日に内閣不信任案が提出され日本の政局の混乱が懸念されたこと、12月13日に発表された日銀短観が日本経済の減速を示す内容となったこと、破綻生保の債務超過拡大の判明を背景として日本経済の先行きに一段と懸念がもたれたことなどにより円安が進行し、結局114円台で2000年の取引を終えた。

第2節 対外経済活動に関する税制

技術等海外取引にかかる所得の特別控除制度

本制度は、技術役務を新開発地域に提供（関係会社への提供を除く）した場合に、収入金額の一定割合の金額を、当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することを認めるものである。本制度は、日本の技術の海外への移転を通じて、開発途上国の技術の高度化を図り、経済発展に貢献することをその目的とするものである。損金算入割合は次のとおりであり、適用期限は2002年度末である。

項 目	損 金 算 入 割 合
技 術 役 務	12%

（注）上記所得控除は、当該法人の課税所得の15%を限度とする。

第5章 国際経済機構

第1節 世界貿易機関（WTO）

1. ガットからWTOへ（1995年1月発足）

ガット成立の背景として、大恐慌に続く1930年代の報復関税の競争的値上げ、保護主義的地域ブロック化によってもたらされた貿易の大幅な縮小、世界経済の停滞に対する反省から、第2次世界大戦後米国の主導により、戦後経済体制の三本柱の一つとして、IMF（国際通貨基金）、IBRD（国際復興開発銀行、いわゆる世界銀行）とともに自由・無差別的・多角主義を基盤とする野心的なITO（国際貿易機関）の設立が企図され、その設立協定である「国際貿易機関のためのハヴァナ憲章」が1948年作成された。

この間、関税引下げ交渉が進展したことから、ITOの発足に先立ち、同憲章の一部を抜き出して「ガット（GATT：The General Agreement on Tariffs and Trade）」と名付け、交渉参加国はこれを適用することとした。もっとも、法的にはガット自体が発効しているのではなく「関税及び貿易に関する一般協定の暫定適用に関する議定書」に各国が署名して適用されている形となっている。他方、ITO設立は米国等の批准が得られず頓挫し、以後ガットが発効40年以上も暫定適用的性格をもったまま存続することとなった。

ガットにおいては、1947年から1979年まで多角的貿易交渉（ラウンド）が7回開かれ各国の関税の引下げ、貿易障壁の低減等多くの成果をもたらしてきた。その後、1986年にウルグアイ・ラウンドが開始され足掛け8年にも及ぶ交渉の末、1994年4月マラケシュ閣僚会議で終結。各国の国内手続きを経て1995年1月1日WTO（世界貿易機関）が発足した。

2. ウルグアイ・ラウンド交渉の成果とWTO協定の概要

（1）市場アクセス交渉（関税交渉が中心）

鉱工業品の市場アクセスについては、一連の四極閣僚会合等を通じて、我が国としても積極的に取り組んだ結果、先進国間では平均4割近い関税引き下げが達成され、加えて相当数の分野での関税の相互撤廃、関税率の平準化が行われることとなった。なお、我が国は平均関税率で（譲許税率）61%（実行関税では44%）の削減を約束している。

（参考）「四極の鉱工業品の関税率、引下率」

	UR前→UR後	引き下げ率	備 考
日 本	3.8→1.5	61%	（実行からの44%の引き下げ）
米 国	5.4→3.5	35%	
E C	5.7→3.6	37%	
カナダ	9.0→4.9	46%	

（注）出典：ガット事務局資料（日本については通商産業省試算）

（2）WTO協定の概要

WTO協定は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（本体）と附属書1～4からなる。うち、附属書1～3は、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果作成される諸協定を収録するものであり、WTO設立協定本体と不可分一体のものとして一括受諾が義務づけられている。

従って、WTOに加盟する国・地域全てが一律にこれらの協定（附属書1～3）を一括して受け入れる

こととなる。この点は、受諾できるか否かを選択できた東京ラウンドの協定とは全く異なっている。

各協定の概要は次のとおり。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

世界貿易機関の任務、組織、地位等を規定。閣僚会議が少なくとも2年に1度開催されるとともに、物品の貿易、サービスの貿易、知的所有権の貿易に関連する側面に関する理事会、各種委員会が設けられることとされている。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定（1994年のガット）

(i) 1947年のガットに相当する規定（WTO協定発効前に効力を発生した法的文書により改正等が行われた規定を含む）、(ii) WTO協定発効前に1947年のガットの下において発効した関税譲許議定書、確認書、加入議定書等の法的文書、及び(iii) 1994年のガットの不可分の一部とされる第2条1項(b)、第17条等6つの了解等から成る。

農業に関する協定

輸入制限、国内助成措置、輸出補助金等についてのガット上の規律強化の観点から、農業貿易を改善するために、各国が市場アクセス、国内助成、輸出競争の3分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成し、6年間の実施期間にこれを実施すること及びこれらの約束の実施に関する規律を定めている。

衛生植物検疫措置（SPS：Sanitary and Phytosanitary Measures）の適用に関する協定

衛生植物検疫措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段や国際貿易に対する偽装した制限とならないようにし、当該措置の貿易に対する悪影響を最小にするため、当該措置の企画、採用及び実施の指針となる規則及び規律の多角的な枠組みの確立について定めたものである。

繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定

繊維貿易分野は、1974年以来繊維製品の国際貿易に関する取極（MFA：Multi-Fiber Arrangement）の規律に服してきたが、輸入制限等によりガットの原則から大きく乖離していたため、10年間の経過期間をかけて段階的にガットの規律の下に統合し、繊維貿易の自由化を図ることを規定している。

貿易の技術的障害（TBT：Technical Barriers to Trade）に関する協定

工業標準や安全・環境面の規制など、製品の規格及び規格適合性を評価する手続（認証）が、国際貿易に不必要な障害をもたらすことがないようにするため、これらの透明性の確保や可能な限り国際規格などへの整合化を図ることなどを定めたものである。

貿易に関連する投資措置（TRIM：Trade-Related Investment Measures）協定

貿易に関連した投資措置であって、1994年のガットの内国民待遇違反及び数量制限の一般的禁止の規定に反するものの撤廃を規定。ローカルコンテンツ要求や輸出入均衡要求が明示的に禁止された。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング協定）

アンチ・ダンピング措置が国内産業保護のための手段として恣意的に濫用されたり、誤用されたりすることを防止するために、ダンピングマージンの計算方法、ダンピング調査手続等に関して規律の厳格化・明確化を図るものである。

1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（関税評価に関する協定）

ガット第7条（関税評価）の実施に一層の一貫性、確実性を与えるために、同条の適用のための規則を詳細に定め、恣意的な評価制度を排除し、関税評価制度を国際的に統一することを目的とするものである。

船積み前検査（PSI：Preshipment Inspection）に関する協定

船積み前検査（PSI）の透明性を確保するとともに、船積み前検査機関と輸出者との間の紛争解決メカニズムを提供することを目的としている。

（注）船積み前検査

輸入国（主に開発途上国）から指定を受けた船積み前検査会社が、輸入国の税関当局に代わって商品の船積み前において輸出国の領域内で商品の品質、数量、価格、関税分類、関税評価等について検査を行い、証明書を発給する制度。

原産地規則に関する協定

非特惠分野に適用される原産地規則を調和するための作業計画を規定するとともに、規則の制定・運用にあたって遵守すべき規律、原産地規則委員会等の設置、紛争解決手続等を規定している。協定上の作業計画では、作業開始後3年以内（1998年7月）に完了するものとされているが、現在も原産地規則の調和作業が推進されている。

輸入許可手続に関する協定

各国の輸入許可手続が不必要な貿易障害にならないように行政上の手続を簡素化し、かつ、これら手続の公正な運用を確保することを目的とするものである。

補助金及び相殺措置に関する協定

補助金に係る規律の強化・明確化の観点から、定義の明確化、類型別の規律の強化（禁止補助金の範囲の拡大等）、相殺関税の発動手続の強化・明確化等を図ったものである。

セーフガードに関する協定

ガット第19条のセーフガード措置（緊急輸入制限措置）の適用につき、発動要件・手続及び措置の内容等につき規律の明確化を行ったものである。

サービスの貿易に関する一般協定（GATS:General Agreement on Trade in Services）

サービスに係る155の業種を対象に、通商の基本原則である最恵国待遇、内国民待遇の原則が確立された。ただし、最恵国待遇については、例外登録が認められ、また、内国民待遇の付与義務及び市場参入規制の撤廃についても具体的個別約束を通して決められる。

知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS:Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）に関する協定

工業所有権の保護に関するパリ条約、著作権の保護に関するベルヌ条約等に定められた知的財産の保護の水準を引き上げ、これらをすべてのWTO加盟国が遵守することを確保するとともに、最恵国待遇、内国民待遇を規定。さらに、権利の実現のための国内的権利行使手続（司法手続及び行政手続）の整備を義務づけた。

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU:Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes）

WTO協定に係る紛争の解決に関する共通の規則及び手続を規定するものであり、一方的措置の禁止、紛争解決のための小委員会（パネル）の設置及びパネル報告の採択の自動性、紛争解決に係る時間的枠組、上級委員会の設置等により紛争解決手続の一層の強化が図られている。

貿易政策検討制度（TPRM:Trade Policy Review Mechanism）

WTO加盟国の貿易政策を定期的にレビューし、多角的貿易体制の強化を図るもの。

3．WTOの発足後の主な動きと現況

（1）WTOの発足後の主な動き

WTOは1995年に76の国・地域の参加を得て発足したが、その後の加盟国の増加を受け、2001年2月末時点で、140の国・地域が参加している。

1996年12月には、第1回閣僚会議がシンガポールで開催され、WTO協定の実施状況の点検、今後のWTOの作業に係る方向づけ（貿易と投資、貿易と競争等に関する作業部会の設置など）、ITA（情

報技術分野の関税撤廃)の大枠の合意、といった成果を得ることができ、自由貿易体制の強化と新たな通商課題に対する対応が図られた。

1998年5月には、第2回閣僚会議及びガット創設50周年記念会合がジュネーブにて開催され、2000年からの次期交渉を念頭においた準備作業の開始等が合意された。また、記念合意には、クリントン米大統領(当時)をはじめブレア英首相、カストロ・キューバ首相等各国の首脳が講演を行った。

(2) シアトル閣僚会議

1999年11月30日から12月3日まで、シアトルにて第3回閣僚会議が開催された。我が国は、幅広い交渉項目を含む包括的な新ラウンドの立ち上げを目指して尽力したが、様々な分野において加盟国間の主張が埋まらなかったこと、及びウルグアイ・ラウンドによって、十分な利益を享受できなかったとして不満を持つ途上国や、反グローバリズムを掲げるNGOの活動が激しかったこと、によって閣僚宣言を採択するには至らず、目標としていた新ラウンド交渉を立ち上げるには至らなかった。

(3) 最近の主な紛争案件

WTOが発足した1995年から2000年末までに、WTOの紛争解決手続に付された紛争案件は、220件ののぼり、同手続は活発に利用されている。近年、我が国が申し立てた案件では、米国の1916年アンチダンピング法について日本の主張を認めるパネル・上級委員会報告書が採択され、2001年7月までに、米国が協定整合化措置をとることとなっている。また、米国の日本製熱延鋼板に対するアンチダンピング措置に関しても、日本の主要な論点を容認するパネル報告書が発出された。

また、米国1930年関税法改正条項(バード修正条項)について、我が国はEC、韓国、豪州等8か国と共に、米国に対して協議申請を行っている。

他方、近年日本が被申し立て国となった案件では、農産物の輸入検疫制度についてWTO協定違反とするパネル・上級委員会の判断が下され、1999年末までに、我が国は協定整合化措置をとった。また、皮革にかかる関税割当制度及び補助金については、EUから協議申請がなされている。

4. 今後の課題

(1) 加盟国の拡大

現在、29の加盟申請国・地域があり、中国、ロシア、ヴィエトナム、台湾、サウジアラビア等の加盟交渉が引き続き行われている。特に中国については、加盟条件を規定する加盟議定書等法的文書を確定する作業が多国間で行われ、最終段階を迎えている。なお、2000年中に新たに正式に加盟国となったのは、ヨルダン、グルジア、オマーン、クロアチアの5か国である。

(2) 第4回WTO閣僚会議の開催と新ラウンドの立ち上げ

2001年11月、カタールにおいて第4回WTO閣僚会議が開催されることが決定した。1999年のシアトル閣僚会議の失敗により損なわれたWTO体制への信頼を維持し、多角的貿易体制に基づく自由化から得られる利益を守るためにも、カタールにおけるWTO新ラウンド交渉の立ち上げを図ることが必要である。新ラウンドにおいては、電子商取引、投資に関するルール策定及び、アンチダンピングに関する規律強化など、世界的に迅速な対応が求められている諸課題について交渉を行うことが重要である。

第2節 国際通貨基金（IMF）

国際通貨基金（IMF）は、1944年のブレトン・ウッズ協定により設立が合意され、1947年3月に業務を開始した。その機能は概ね以下の通りである。

- （1）国際通貨制度の改革及び同制度運営の改善等につき随時協議を行う場を提供する。また、SDR（特別引出権）の創出・配分を行っている。
- （2）各加盟国の為替相場政策の監視（サーベイランス）を通じて各国経済政策の国際協調を進める一方、世界経済見通しを作成、これをもとに各国の経済政策運営のあり方について検討する。

国際収支赤字を出している加盟国に対し赤字の是正（調整）のための政策努力を求めながら、必要な範囲で一時的融資を行う。

1．IMF・世界銀行総会、総務会

総務会は、全加盟国の大臣級の総務から構成されるIMFの最高意思決定機関。原則として年1回世界銀行総務会と合同で開催され（年次総会）、両機関の最高意思決定機関となっている。

2．国際通貨金融委員会

国際通貨制度等に関し、総務会に勧告及び報告を行う機関。1999年に「暫定委員会」を改組して設置された。

「暫定委員会」は、1974年の設置以降、通常年に2回開催され、国際通貨制度を巡る重要事項を検討し、国際金融上の政策協調を行う実質的な決議機関として機能してきた。「国際通貨金融委員会」への改組は、これに恒常的な地位を与え、役割を強化することを目的に行われたもの。

第3節 経済協力開発機構（OECD）

経済協力開発機構（OECD）は、1961年に設立され、30か国が加盟している国際機関であり日本は1964年から加盟している。同機関は、（1）経済成長、（2）自由かつ多角的な貿易の拡大、（3）発展途上国援助の3大目的を掲げ、広く経済・社会問題を中心として加盟国の意見交換の場として重要な役割を担っている。近年、OECDでは、雇用問題、コーポレート・ガバナンス、ウルグアイ・ラウンド後の貿易課題、産業構造問題と貿易問題の接点である規制制度改革の推進等の重要問題の検討が活発に行われている。

1．閣僚理事会（Council at Ministerial Level）

OECD閣僚理事会は、OECDの最高機関として、すべての加盟国から派遣された閣僚によって構成され、毎年1回（5月頃、於パリ）開催されている。本閣僚理事会においては過去1年間のOECDの活動を踏まえつつ、加盟諸国をめぐる重要な経済・社会的問題について議論を行うとともに、次の1年間におけるOECDの活動の方向づけを行っている。

2000年の第39回閣僚理事会は（6月26日及び27日）においては、（1）世界経済（成長と社会的一体性）（2）貿易（多角的体制の強化）（3）技術の進展・ガバナンスの課題について検討が行われ、コミュニケを採択した。

2. 新執行委員会（ECSS：Executive Committee in Special Session）

本委員会は、1972年10月に設立され経済政策、貿易、投資問題、南北問題等の国際経済上の重要なトピックについて、各個別委員会の活動の成果を踏まえて横断的な議論を行っている。毎年2回開催されている。

2000年においてはITと成長、新ラウンド、石油情勢等を中心に議論を行った。

3. 経済政策委員会（EPC：Economic Policy Committee）

本委員会はOECD発足時に設立され、マクロ経済政策全般にわたる検討を通じて、加盟国間の経済政策の調整を行っている。2000年においては、マクロ経済の現状と見通し及び政策対応のあり方等について検討が行われた。

4. 経済開発検討委員会（EDRC：Economic and Development Review Committee）

本委員会はOECD発足時に設立され、各加盟国の経済情勢について定期的審査を行っている。各国審査は、従来（1）マクロ経済政策、（2）構造政策、（3）特定テーマの3部構成となっている。

2000年の我が国の経済審査における特別テーマは「歳出改革」であった。

5. 貿易委員会（TC：Trade Committee）

本委員会はOECD発足時に設立され、自由貿易体制の維持・強化のため通商政策及び国際貿易上の諸問題に関する検討を行っている。毎年3回開催されている。

2000年においては、新ラウンドの立ち上げを念頭に、貿易自由化の途上国に対するメリットに焦点を当てたスタディを開始するとともに、更なる貿易自由化の範囲と方法について検討を行った。

6. 産業・企業環境委員会（CIBE：Committee on Industry and Business Environment）

本委員会は、産業委員会（IND：Industry Committee）としてOECD発足時に設立され、各国の産業政策、産業実態・動向について幅広い調査・検討を行ってきたが、近年のグローバル化や急速な技術革新等、企業環境が変化する中で、本委員会の活動についても見直しが行われ、最近では従来の活動に加え、知的集約型経済において必要な起業家精神、投資及び技術革新の促進や産業競争力の改善などに向けた適切な産業政策のあり方についての調査・分析なども行われている。なお、活動内容の見直しとともに本委員会の名称も産業・企業環境委員会と改められた。

7. 鉄鋼委員会（SC：Steel Committee）

本委員会は1978年10月に設立され、鉄鋼に関する各国・各地域の産業実態、政策動向について、情報・意見交換を行うとともに、鉄鋼需給問題、鉄鋼貿易に関わる諸問題につき検討を行っている。

8. 資本移動・貿易外取引委員会（CMIT：Committee on Capital Movement and Invisible Transactions）

本委員会は、OECD発足時に設立され、経常的貿易外取引及び資本移動の分野において存在する障害を軽減又は撤廃等を目的として採択されたOECD自由化コードを基に、国際的に同分野における一層の自由化を推進するための検討を行っている。現在は、自由職業サービス分野等から徐々に貿易外取引自由化コードの見直し作業が行われている。

9．国際投資・多国籍企業委員会

(CIME : Committee on International Investment and Multinational Enterprises)

本委員会は、1975年に設立され、国際経済上の新たな問題としての、多国籍企業及び国際投資を行う企業の活動に関する国際協力と国際投資を促進するための検討を行っている。1998年においては、CMITと合同で多国間投資協定（MAI）の策定作業を行っていたが、国家主権等の問題から交渉継続は行わず、投資ルールに関する分析作業を継続することを決定した。また2000年には、多国籍企業が自主的に遵守すべき原則を定める多国籍企業ガイドラインを改訂し、情報公開、競争、雇用と労使関係、環境といった分野に関する内容面を充実し、また、贈賄の防止、消費者の権利といった新たな規定を追加するとともに、コンタクト・ポイント（相談窓口）の機能強化、年次報告の義務化など実施面での強化を行った。今後は本改訂ガイドラインの着実な普及・実施が課題となっている。

10．環境政策委員会（EPOC：Environmental Policy Committee）

本委員会は70年に設立（設立当時：環境委員会）され、気候変動等の地球環境問題への意識の高まりを背景に、1992年に組織を強化し改称された。環境問題に関する従来の技術研究のアプローチに加え、経済的側面からの環境政策の立案に主眼を置き、広範な分析作業・政策提言等によって各国の環境保全水準の向上に取り組んでいる。

2000年においては、加盟国の環境保全成果審査の2巡目が開始され、我が国は2001年に審査を受ける予定。

11．科学技術政策委員会（CSTP：Committee for Science and Technology Policy）

本委員会はOECD発足時に成立（設立当時：科学研究委員会）され、科学技術・技術革新が経済成長に果たす役割、研究開発における政府と民間の役割、国際研究開発協力のあり方等について検討を行っている。

具体的には、科学技術知識を生産性向上・雇用拡大・経済成長に結びつけるための仕組み・手段の解明、持続可能な産業発展のためのバイオテクノロジーに関する検討、科学技術指標として使用するデータの収集、分析方法の検討、新しい国際協力の機会の調査、重要な科学政策決定のための国際的枠組みの明確化、科学的な観点からの地球規模の問題等に関する検討を実施している。

12．情報・コンピュータ通信政策委員会

(ICCP:Committee for International Computer and Comunication Policy)

本委員会は、1982年4月に科学技術政策委員会から独立し、情報・コンピュータ・通信分野の技術面及び制度面での問題を検討している。

1998年10月にオタワで開催された電子商取引に関する閣僚会合においては、プライバシー保護、電子認証、消費者保護、税制、情報インフラへのアクセス利用、経済的・社会的インパクトの6項目が特定された。これを受け、本委員会では電子商取引における環境整備のあり方について、技術的側面も含め詳細な検討を行っている。

13．競争法・政策委員会（CLP：Committee on Competition Law and Policy）

本委員会は、1961年12月に設立され、自由競争の確保・促進の観点により、各国の競争法及び競争政策のあり方、自由競争に影響を及ぼす規制、反競争的商慣行等について検討を行っている。

2000年においては、競争政策、補助金及び国家支援についてのラウンドテーブル、競争と規制（規制制度改革） 垂直分離に関する理事会勧告などについて検討を行った。

また、貿易委員会とともに「貿易と競争合同会合」を開催し、貿易と競争政策の相互作用に関する問題

について検討を行っている。

14．消費者政策委員会（CCP：Committee on Consumer Policy）

本委員会は、1969年11月に設立され、消費者安全対策の観点より各国の消費者のあり方、消費財及び消費者向けサービスの安全確保等について検討を行っている。

2000年においては、1999年12月に策定された電子商取引に関する消費者保護ガイドラインのフォローアップについて議論が行われた。

15．租税委員会（CFA：Committee on Fiscal Affairs）

本委員会では、国際的な租税のあり方について議論が行われている。現在は、税の競争の議論の中で、有害な税制とタックス・ヘイブンの議論がされているほか、電子商取引課税のあり方等が議論されている。

第4節 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADは、貿易及び開発の分野における南北問題を総合的に話し合うべく、国連総会での決定を受け1964年3月より活動を開始した。現在UNCTADは、国連における南北間の諸問題を討議する中核的な存在となっている（現在190か国が加盟）。

UNCTADは、原則として4年に1回総会を開催する。第1回総会が1964年にジュネーブで開催され、2000年のバンコク総会まで計10回の総会が開催されている。なお、総会が開催されない年には、UNCTADの常設執行機関である貿易開発理事会（TDB）が総会に代わる役割を果たしている。TDBは毎年1回開催されている。第47回会合は、2000年10月9日から20日に開催された。

第5節 国際商品協定

国際商品協定とは、一次産品の価格低落及び急激な変動を回避して消費国への安定的な供給を確保することにより、途上国経済の持続的発展を目的としたものである。

日本が加盟している国際商品協定の概要は次のとおりである。なお、IPC品目関連では、他に国際オリーブ協定（日本は非加盟）がある。（そのうち、国際穀物協定の対象となっている小麦及び粗粒穀物は、IPC品目の対象となっていない。）

1．国際天然ゴム協定（1980年成立、2001年2月まで有効）

本協定は、緩衝在庫の操作を通じて市場価格の過度の変動を調整し、価格の安定を図ることを主な内容としている。加盟国は、輸出国6か国、輸入国17か国及びECである。

天然ゴムに関する国際協力は、1995年の国際協定に基づいて行われてきたが、マレーシア、タイ等の脱退宣言、これを撤回しなければ同協定を終了させるべきという米国の主張により、消費国・生産国間で議論が硬直し、1999年10月15日をもって、同協定は終了することとなった。

２．国際コーヒー協定（1963年成立、2001年9月まで有効）

現在は、統計・情報交換及び国際貿易の拡大を促進すること等を主たる目的としている。加盟国は、輸出国44か国、輸入国18か国及びＥＣである。

３．国際砂糖協定（1954年成立、2001年12月まで有効）

本協定は、将来、経済条項を有する新たな協定の交渉が行われる場合のための枠組みを提供すること及び砂糖に関する国際協力を推進することを主たる目的としている。加盟国は27か国及びＥＣである。

４．国際穀物協定（1949年成立、2001年6月まで有効）

小麦・粗粒穀物の貿易に関する統計、情報の交換・協議等について規定している。また、開発途上国に対する加盟国の食糧援助の年間最小抛出货量等について規定している。加盟国は輸出国9か国、輸入国24か国及びＥＣである。

５．国際熱帯木材協定（1983年成立、2003年12月まで有効）

この協定は、熱帯木材に関する研究・開発・生産国における加工度の向上、造林及び森林経営、市場情報の交換等に関する事業を行うことを主たる内容とし、さらに熱帯木材の有効利用のほか、熱帯林地域の生態系の維持を目的の一つに掲げており、熱帯林の保全と持続的開発のための事業活動が行われている（本部所在地は横浜）。加盟国は生産国29か国、消費国24か国及びＥＣである。

６．国際ココア協定（1973年成立、2001年9月まで有効）

この協定は生産調整及び消費振興により需給バランスを改善することを主たる目的としている。加盟国は輸出国17か国、輸入国22か国及びＥＣである。

７．国際ジュート協定（1984年成立、2000年4月まで有効）

この協定はジュート及びジュート製品に関する研究・開発、市場の拡充等に関する事業を行うことを主たる内容とするものである。加盟国は生産国4か国、消費国20か国及びＥＣである。

ジュートに関する国際協力は、1984年以来1982年及び1989年の国際協定を通じて実施されてきたが、インド、タイ等の脱退（インドはその後再加入）、主要消費国（ＥＣ及びＥＣ加盟国）が1989年の国際協定の有効期限延長に反対したため、同協定は2000年4月11日をもって終了し、同協定の下に設置された国際ジュート機関は清算されることとなった。